

地方消費税収を充てる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日からの消費税率(国・地方)引上げに伴う地方消費税率引上げ分(1%→1.7%)は、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成28年度の地方消費税交付金(当初予算額600,000千円)のうち社会保障財源分(253,000千円(見込み))につきましては、次のとおり社会保障施策に要する経費の一般財源分に充てることとしております。

歳入予算

地方消費税交付金のうち社会保障財源分 253,000 千円 (見込み)

歳出予算

社会保障施策に要する経費 (一般財源分) 1,153,220 千円

(単位 千円)

事業名	経費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	障がい者福祉事業	608,551	452,889	155,662
	高齢者福祉事業	61,505	6,562	54,943
	児童福祉事業	694,768	493,124	201,644
	母子父子福祉事業	6,050	4,537	1,513
	生活保護扶助事業	213,992	170,643	43,349
	少子化対策事業	122,064	72,328	49,736
	その他事業	39,730	34,950	4,780
	小計	1,746,660	1,235,033	511,627
社会保険	介護保険事業	393,749	2,833	390,916
	国民健康保険事業	224,066	103,808	120,258
	後期高齢者医療事業	81,975	56,714	25,261
	福祉年金事業	5,370	10	5,360
	小計	705,160	163,365	541,795
保健衛生	児童等医療事業	155,840	56,442	99,398
	母子衛生事業	2,000	1,600	400
	小計	157,840	58,042	99,798
合計	2,609,660	1,456,440	1,153,220	

※扶助費及び特別会計繰出金を集計